

業務執行規程

(目的)

第1条

本規程は、公益社団法人日本ボクシング連盟（以下「日連」という。）の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第76条の定める業務執行について、その内容を明確に定義することで、法の主旨に合致した、持続可能性を高めた法人の経営・運営及び事業の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2条

本規程に定める業務執行機関、業務執行者、業務執行及び会議体の適正運営の定義は、以下の各項のとおりとする。

2 業務執行機関とは、合議による会議体であり以下の各号のとおりとする。

- (一) 理事会
- (二) 専門部・専門委員会組織規則第2章及び第3章に規定する専門部及び専門委員会
- (三) 事務局

3 業務執行者とは、以下の各号のとおりとする。

- (一) 理事
- (二) 専門部の部長、副部長及び部員、専門委員会の委員長、副委員長及び委員
- (三) 事務局長及び事務局員

(業務執行)

第3条

業務執行とは、前条第2項の業務執行機関に属する前条第3項の業務執行者が行う以下の各号のとおりとする。

(一) 理事の業務執行とは、以下のとおりとする。

イ 理事会に出席し、専門部部員、専門委員会委員、事務局員からの業務執行に係る説明及び報告受け、目的事項について審議し決議の際に明確な意思表示をすること。

ロ 総会において、正会員に対して目的事項の説明及び報告を行い、正会員からの質疑等に対し効果的な回答を行うこと。

ハ 第2条第2項の(二)に規定する専門部及び専門委員会または第2条第2項の(三)に規定する事務局の業務執行に主体的に関与すること。

(二) 専門部の部長及び専門委員会の委員長の業務執行とは、以下のとおりとする。

イ 理事会において、担当する専門部及び専門委員会に係る業務執行状況の説明及び報告を行い、理事会の審議及び決議を円滑にすること。

ロ 理事会において審議及び決議される次年度の事業計画ならびに事業活動に係る経費について、担当する専門部及び専門委員会に係る事業部分についての予算額を見積もり要求を行うこと。なお、当年度予算執行に係る経費の補正についても同様とする。

ハ 担当する専門部及び専門委員会の業務執行を統括し、必要に応じて会議を招集し、副部長及び副委員長と協働し以下の業務を行うこと。

(1) 担当する専門部及び専門委員会の業務内容を業務仕様書等の形式で明確にし、かつ担当する専門部及び専門委員会内で共有し、協働で業務執行ができる仕組みを構築するよう努めること。

(2) 業務仕様書等の形式で業務執行内容を明確にする場合においては、以下の点に留意して、個別具体的な内容で作成するよう努めること。

- ・ 個別の業務毎に専門部及び専門委員会内での担当者としての部員、委員を選定すること。
- ・ 業務執行の客体や対象者、内容、業務執行目的を実現できる手段や方法、時期、場所、経費等を可能な限り明確にすること。

(3) 次年度の業務執行の計画を立て、計画に沿って実行・報告し、見直しや改善に努めること。

(4) 当年度の業務執行について、状況の変化に速やかに対応するよう計画の変更を行い、実行・報告し、見直しや改善に努めること。

(四) 専門部の副部長及び専門委員会の副委員長の業務執行とは、以下のとおりとする。

イ 部長及び委員長の業務執行を補佐すること。

ロ 業務仕様書等で決定した担当業務を滞りなく執行すること。

(五) 専門部の部員及び専門委員会の委員の業務執行とは、以下のとおりとする。

イ 業務仕様書等で決定した担当業務を滞りなく執行すること。

ロ 業務執行の過程及び結果について、遅滞なく部長、委員長または副部長及び副委員長に報告・連絡・相談をすること。

(六) 事務局長及び事務局長の業務執行とは、事務局規程に別途定めることとする。

(会議体の適正運営)

第4条

前条第2項に定める業務執行機関における会議体の適正運営とは、以下の各号のとおりとする。

(一) 理事会の適正運営については、理事会規則に規定されている部分を除き、次号に準じて運営されること

(二) 専門部・専門委員会の会議については、以下の事項に留意の上、会議体としての適正運営に努めること。

- (1) 専務理事、専門部・専門委員会の部長及び委員長は、可能な限り目的事項を予め会議参加予定者に周知するよう努めた上で会議の招集を通知し適宜会議の場を設けること。なお、会議における目的事項及び留意点は以下のとおりとする。
- (2) 個々の業務執行者の業務執行状況の説明を要する事項及び報告を要する事項を予め明確にするよう努めること。
- (3) 会議の場で業務執行者の説明及び報告を受けた上で議論等審議を要する事項を予め明確にするよう努めること。
- (4) 会議の場で審議を経た上で、決議すべき事項を予め明確にするよう努めること。
- (5) 審議が整わず会議時間が予定より著しく延伸すると判断される場合は、専務理事、専門部・専門委員会の部長及び委員長は、次回の会議に審議を持ち越す等の手段を講じ、その場での決議に固執しないよう努めること。
- (6) 専門部・専門委員会の部長及び委員長は、会議前に予め書記役を決めること。
- (7) 書記役は会議後すみやかに議事録を作成し、会議出席者に共有、内容を確認してもらうよう努めること。
- (8) 専門部・専門委員会内で共有・内容確認された議事録は、速やかに理事会に報告し、必要に応じて部長・委員長が説明をすること。

(業務執行者の責務)

第5条

業務執行者は前第2条及び第3条の各号について、関連する他の業務執行機関の業務執行者との間で、互いの立場や業務領域を尊重しながら、必要に応じて協働・連携に努めること。

(規程の改廃)

第6条

この規程の改廃は理事会の決議による。

附則

- 1 この規程は令和3年3月15日から施行する。
- 2 この規程は令和3年3月15日から改正施行する。